

## はじめに

平成7年1月17日午前5時46分、神戸市などの兵庫県南部地区を襲った大地震は、阪神地方に未曾有の被害をもたらしました。平成7年2月20日現在、地震による死者は5413人、行方不明者は2人、建物損壊15万戸以上と報じられています。バブル崩壊後の不況によるやく明るい兆しが伝えられていたとき、交通の大動脈を切断し、神戸市を中心とする京阪神の広範な地域が終戦直後を想起させるような荒涼たる風景に変わってしまいました。

地震後1カ月が経過し、被災者への支援活動や復旧に向けての諸活動が本格化してまいりましたが、近畿弁護士会連合会(近弁連)の各会においては、震災直後から法律家の立場で被災者に対しできうる限りの支援活動をなすべく、支援方法の検討を開始しました。

そして、日弁連・阪神大震災緊急対策本部の呼びかけに呼応して、直ちに各会員に対し義援金の拠出をお願いするとともに、近弁連・阪神大地震緊急対策本部を設置し、平成7年1月26日から、①大阪・京都・神戸・奈良・滋賀の各弁護士会に電話による「地震110番」を開設する、②各会における法律相談で地震に関するものは、本人であるか否かにかかわらず無料で実施する、③大阪弁護士会を中心に近弁連各会から被災地区の市町村等に相談員を派遣して法律相談を実施するなどの緊急支援対策を発足させました。

一方、地震に伴う法律問題はきわめて例外的な場合に関するものであり、弁護士全員が関係法令に通暁しているとは限りません。支援活動に多くの会員の参加を得て、有効、適切かつ誤りなき法律相談を実

施するためには、相談担当弁護士のための、地震災害に伴う法律問題のQ&Aの必要性が痛感されました。

そこで、大阪弁護士会では総合法律相談センター運営委員会(坂本秀文委員長)と司法委員会(中務嗣治郎委員長)が中心になってプロジェクトチームを作り、支援対策の発足に間に合わせるため、1月23日(月)から1月25日(水)にかけて、急遽、法律相談のマニュアルとして第1稿のQ&Aを作成し、近弁連の名において相談担当会員に配布しました。

その後数日間の電話や被災地における会員の法律相談実施体験等を取り入れ、さらに内容を充実して、地震発生から2週間後の平成7年1月31日に第2稿として「地震に伴う法律相談Q&A」を作成し、近弁連の全会員と日弁連や全国の弁護士会、被災地の自治体等に無償配布しました。

その後数日を置かずして社団法人商事法務研究会から、被災者救援活動をさらに強力に推進するために、このQ&Aを出版してはどうか、というお話をいただき、近弁連としてはさらに内容を充実し、法律家以外の人にとっても読みやすいような文言と文章に書き直す努力をしたうえ、第3稿の本書を出版していただくことにいたしました。

三度にわたる増補、改訂にもかかわらず、拙速を最優先させたため、その内容はなおきわめて不十分で、思わぬ誤りがないかと懸念しておりますが、本書が、弁護士はじめ法律実務家のみならず、広く市民の方々にも利用され、被災者の方々の救援のお役に立つことができれば望外の喜びです。

なお、被災者救援にかける社団法人商事法務研究会の厚いご配慮により、本書の販売価格は可能な限り低額にし、かつ売上金の一部は義

援金として拠出されます。また、本書の出版によって近弁連に支払われる印税は、本書作成の経費と近弁連の被災者救援活動の資金に充てる所存です。

最後に、熱い心で奉仕的な出版にご協力いただいた社団法人商事法務研究会、並びに、きわめて短い時間的制約のもと、不眠不休の日も続く精力的作業で、このQ&Aを作成していただいた坂本秀文委員長をはじめとするプロジェクトチームの方々と、ご協力をいただいた会員諸氏に心からのお礼を申しあげます。

1995年(平成7年)2月20日

近畿弁護士会連合会

理事長 加藤幸則